

平成31年4月5日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定及び失格の基準について改正し、建設工事の請負契約の設定基準を次のとおりとし、平成31年4月5日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

1 改正の内容

- ・建設工事の調査基準価格の設定及び失格の基準

【改正前】

算出した額が予定価格（税抜）に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.0を乗じて得た額

【改正後】

算出した額が予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額

2 その他

- (1) 算出基準については、変更ありません。
- (2) 測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約については、変更ありません。